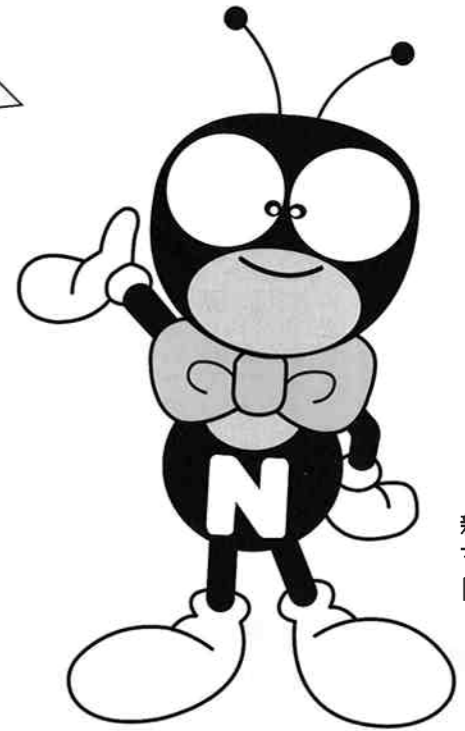


納めて安心 受け取る幸せ「国民年金」



新潟県国民年金 マスコット 「ゆめあり」くん

「年金なんて、ずっと先のこと」
と思いませんか？
年金は今と将来のあなたを支える大切なものです。

「国民年金」を知ろう

国民年金は老後の生活の安定や、もしもの時を支える大切な制度です。今、国会では「年金制度改革」について検討されています。新聞・テレビでは、年金について毎日のように報道されています。何かと複雑でわかりにくい年金制度ですが、基本的なことを理解しておきましょう。

20歳になったら加入

国民年金は皆さんの老後を支えること、病気やケガで障害が残った人を支

えること、加入者の死亡で残された遺族に一定の要件のもと所得保障を行うことを目的としています。日本に住所がある20歳から60歳までの人全員が加入し、保険料を納めます。国民年金は、皆さんが納める保険料と国の負担金、保険料の積立運営収益金を財源として、国が運営しています。

3つの安心のかたち

国民年金には、3つの年金給付があります。

■**老齢基礎年金**
老齢になったときに、生涯にわたって受けられます。

■**障害基礎年金**
病気やケガで障害が残ったとき、障害の程度により受けられます。

■**遺族基礎年金**
年金加入中の人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」や「子」が受けられます。

これらの年金を受けるには、一定の納付要件が必要です。将来の生活の支えとなつてくれる国民年金。「もしも」のときの給付も、保険料を納めていないと受けられない事態にもなりかねません。安心は、保険料を納めることから始まります。

加入者は3つのグループに分けられます

■**第1号被保険者**
自営業・自由業・農林漁業・学生・アルバイト・無職などの人
保険料について
社会保険庁から送付される納付書で金融機関やコンビニなどで納めます。口座振替による納付をお勧めします。
月額保険料
13,300円

■**第2号被保険者**
厚生年金・共済年金に加入している会社員や公務員
保険料について
厚生年金や共済年金の保険料を納めます。

■**第3号被保険者**
第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料について
自分で納める必要はありません。配偶者の加入している年金制度が負担します。



年金を受けるには25年以上の受給資格期間が必要

次の①から④の期間を合計して25年以上あれば、老齢基礎年金が受けられます。

- ①国民年金保険料を納めた期間（免除期間・学生納付特例期間を含む）
- ②任意加入できる人が加入しなかった期間
- ③第2号被保険者期間
- ④第3号被保険者期間

■自分の加入状況や納付状況は「年金手帳」を持参し、新発田社会保険事務所で確認できます。

老齢基礎年金の年金額

20歳から60歳になるまでの40年間すべて納めた場合、年金額は満額の79万4,500円です。

■未納期間や免除期間がある場合、計算式により減額された金額になります。

保険料が納められない場合免除制度があります

長い人生の間には、経済的な理由などから保険料を納められないときがあります。

そのまま保険料を未納にしておくと、将来年金を受けることができない場合があります。保険料の納付が困難なときには、免除制度をご活用ください。

平成16年度の免除申請は7月1日(木)から受付

平成15年中の所得が基準を下回る場合、申請することによって保険料が免除されます。

平成15年度に免除を受けた人も再度申請が必要です。

免除には全額免除と半額免除があります。

■**全額免除**
保険料の全額・月額13,300円が免除されます。

免除を受けた期間の年金額は、全額納めた場合の3分の1の額となります。

■**半額免除**
保険料の半額・月額6,650円が免除されます。

免除を受けた期間の年金額は、全額納めた場合の3分の2の額となります。

■**免除の対象となる人**
①平成15年中の所得が少なく、保険料を納めることが困難な人（下表参照）
免除の判定は、申請者本人だけでなく、本人と配偶者および世帯主の所得により判定します。

②失業や事業の廃止、天災などで保険料を納めることが困難な人
失業の場合、雇用保険の「離職票」または「雇用保険受給資格者証」の写しが必要です。

③障害者または寡婦の場合は、所得が125万円以下の人

免除判定の目安表

世帯員数	全額免除		半額免除	
	所得(万円)	(円)	所得(万円)	(円)
4人世帯 (夫婦、子2人)子の1人は16歳以上23歳未満	164	(260万円)	285	(424万円)
3人世帯 (夫婦、子1人)子の1人は16歳未満	129	(210万円)	215	(333万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	94	(159万円)	172	(271万円)
1人世帯 単身世帯	35	(100万円)	85	(150万円)

所得・()内は収入



「学生納付特例」をご存知ですか？

学生は、免除制度が適用されませんが、ただし、免除制度に変わるものとして、保険料を後から納めることができる「学生納付特例制度」があります。

学生で保険料を納めることが困難な場合、納付特例の申請をしましょう。

社会保険庁の新しいサービスです。



58歳になつた人に「加入記録の通知」・「年金見込額」をお知らせします

社会保険庁で管理している記録を基に、老齢基礎年金の受給資格を満たしている58歳の人に送付されます。「加入記録の通知」が届いたら内容を確認してください。

返信用の確認はがきで希望すると「年金見込額の試算結果」が送付されます。

「コンビニ」いつでも納付できます

今年4月に送付された保険料納付書から、コンビニでも納付できるようになりました。ぜひご活用ください。

納付できるコンビニ

- セブンイレブン・ファミリーマート
- ローソン・サークルK
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキデイリーストア

問い合わせ

新発田社会保険事務所
☎0254-23-2125
市民生活課国民年金係
内線106